

消防救第208号
平成23年7月25日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長
(公印省略)

東日本大震災に係る救急活動記録等の取扱いについて

標記のことについて、現在、被災地における救急活動記録は、救急活動を行った各消防本部において一時的に保管いただいているところですが、救急活動記録票等及び年報報告の処理方法については下記のとおりとします。

また、この旨を貴都道府県内消防本部に周知するよう併せてお願いします。

記

1 救急活動記録票等

被災地における救急活動記録は、救急活動を行った各消防本部において、記録票等（各消防本部にて規定する記録票等）に記録し、保存しておくものとします。なお、被災地消防本部から緊急消防援助隊等応援消防本部への照会等は、必要に応じて適切にご対応いただきますようお願いいたします。

※ 記録票等とは、救急活動記録票、救急救命処置録、その他活動資料をいいます。

2 年報報告

平成23年分救急年報報告（平成24年度報告対象）のうち、緊急消防援助隊、県外・県内応援隊で活動した事案については、被災地消防本部の救急出動件数として計上します。なお、報告方法は応援側で活動事案毎データを入力するものとします。

※ 入力要領については後日お示しします。

〈問合せ先〉

消防庁救急企画室

担当：長谷川・谷本・伊藤・菅原

TEL 03-5253-7529

FAX 03-5253-7539